

豊明市下水道事業経営検討委員会設置条例 (令和5年12月26日公布)

(設置)

第1条 豊明市下水道事業の安定的かつ持続可能な運営のため、幅広く外部の意見を求めて一層の経営効率化を図ることを目的として、豊明市下水道事業経営検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 豊明市公共下水道事業計画に関すること。
- (2) 下水道使用料に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、下水道事業経営に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域の活動団体に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊明市下水道事業経営検討委員会の公開等に関する取扱要領

1 会議の公開

豊明市下水道事業経営検討委員会（以下「委員会」という。）の会議は公開するものとします。ただし、会議の内容を公開することが適当でないとして、委員会が判断した場合は、公開しないことができます。

2 傍聴者の人数

傍聴者は、市内在住、在勤又は在学の者を対象とし、その人数は、会議の会場に応じて、事務局が定めます。

3 会議の公開の周知

会議の開催日時、場所、傍聴者の人数は、「豊明市公式ウェブサイト」に掲載します。

4 傍聴の申し込み

会議の傍聴を希望する者は、事務局にその旨を申し込むものとします。

5 傍聴の遵守事項

傍聴者は、私語を交わしたり、委員会に対する発言はできません。

また、委員会が特に認めた場合を除き、会議の録音又は撮影はできません。

なお、傍聴者に会議の進行を妨げる行為が見受けられた場合、委員長は、その者を退室させるとともに、次回以降の会議の傍聴を拒否することができるものとします。

6 会議資料の取扱い

会議資料は、別に定めのある場合及び委員会が支障があると認める場合を除き、傍聴者に貸与し、会議終了後、傍聴者の請求により写しを配付します。

7 議事の要旨作成及び公開

事務局は、会議の議事録を作成し、公開するものとします。この場合に、議事録は、出席委員の確認を受けるものとします。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定めます。

9 施行等

この要領は、令和6年3月1日から施行します。

【ロードマップ】豊明市下水道事業検討委員会スケジュール(予定)

施策等	令和6年度												令和7年度					令和8年度								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降	
①全領域汚水適正処理構想																										
②全体(基本)計画見直し																										
③下水道事業経営検討委員会会議実施																										
④下法事業計画(変更) ※都計法事業認可回調																										
⑤特定都市下水道(雨水)計画																										
⑥経営分析																										
⑦事業の実施計画見直し																										
⑧投資・財政計画の見直し																										
⑨見直し版経営戦略																										
事業計画等																										
下水道経営戦略※																										

※ 下水道経営戦略等とよあけ安心下水道プラン (令和2年度策定、計画期間令和3年度～令和12年度)
 ……地方公営企業として、継続してサービスを提供するための中長期的な経営の基本計画。(総務省、国交省から策定及び中間見直しの要請あり。)

豊 明 市 流域関連公共下水道

(令 和 5 年 3 月 31 日 現 在)

行政区域内人口 68,203 人

(外国人を含む)

1	整 備 済 面 積	841.20	ha	市全体 2,322 ha
2	供 用 開 始 区 域 面 積	841.20	ha	
3	公 示 区 域 外 流 入 面 積	0	ha	
4	供 用 開 始 区 域 内 人 口	56,656	人	
5	供 用 開 始 区 域 内 世 帯 数	25,779	世帯	
6	水 洗 化 人 口	55,475	人	
7	水 洗 化 世 帯 数	25,132	世帯	
8	普 及 率			
	供用開始区域内人口 ÷ 行政区域内人口	83.1	%	
9	水 洗 化 率			
	水洗化人口 ÷ 供用開始区域内人口	97.9	%	

- ・ 下水道接続可能者 = 4供用開始区域内人口 56,656人
- ・ 下水道区域外人口 = 68,203人 - 56,656人 = 11,547人

- ・ 市内 合併浄化槽数 (R4年度末) = 1,486基
- 単独浄化槽数 (R4年度末) = 1,894基
- 汲み取り数 (R4年度末) = 231基

※愛知県浄化槽台帳より

- ・ 合併浄化槽設置事業費補助金 622,000円 (5人槽) ~ 875,000円 (10人槽)
- ※下水道事業計画区域外で、既設の単独、汲み取りを撤去し合併設置の場合

令和6年2月吉日

公共下水道のご案内

豊明市下水道課

1. 下水道使用料金について

下水道料金は、上水道料金と併せて請求されます。2ヶ月ごとに検針を行い、その間の使用水量を基に算出した金額を2ヶ月ごとにお支払いいただきます。

(例) 2ヶ月で50m³使用した場合

基本使用料	1,100円…(1)
1~20m ³ : (20m ³)×(40円/m ³)	800円…(2)
21~40m ³ : (20m ³)×(100円/m ³)	2,000円…(3)
41~50m ³ : (10m ³)×(109円/m ³)	1,090円…(4)

使用料=(1)+(2)+(3)+(4)+消費税=4,990+499=5,489円

同様の計算で、

2ヶ月で20m³使用した場合 使用料(税込み)=2,090円

2ヶ月で30m³使用した場合 使用料(税込み)=3,190円

2ヶ月で40m³使用した場合 使用料(税込み)=4,290円

……

2ヶ月で100m³使用した場合 使用料(税込み)=13,068円

(参考) 生活用水実態調査(R2年度) 世帯人数別平均使用水量

1人世帯: 約16m³(2ヵ月) 使用料(税込み)=1,914円

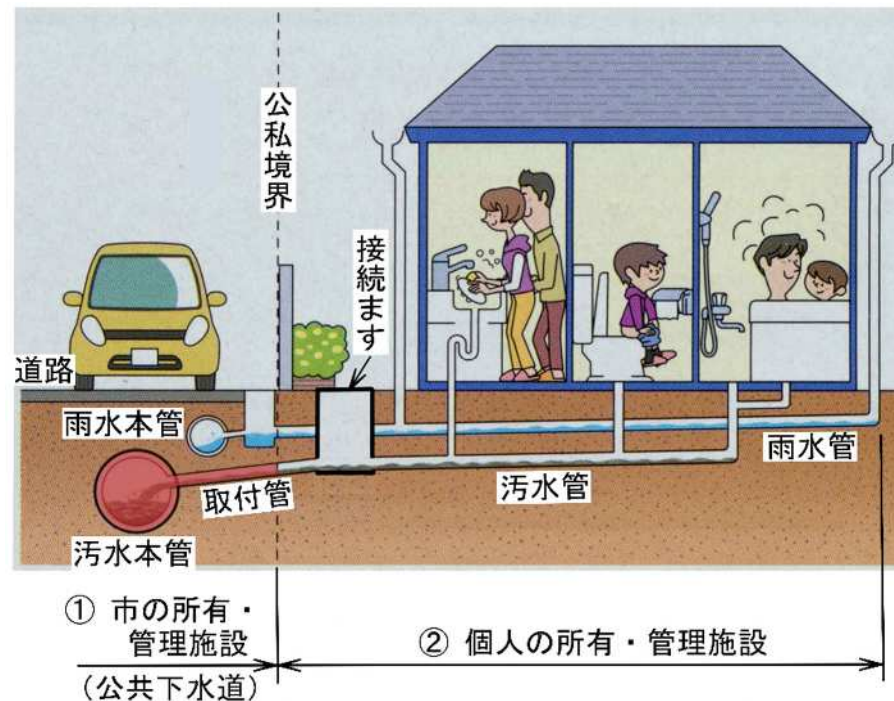
2人世帯: 約30m³(2ヵ月) 使用料(税込み)=3,190円

3人世帯: 約40m³(2ヵ月) 使用料(税込み)=4,290円

4人世帯: 約46m³(2ヵ月) 使用料(税込み)=5,009円

5人世帯: 約56m³(2ヵ月) 使用料(税込み)=6,208円

2. 汚水接続ますと管理境界

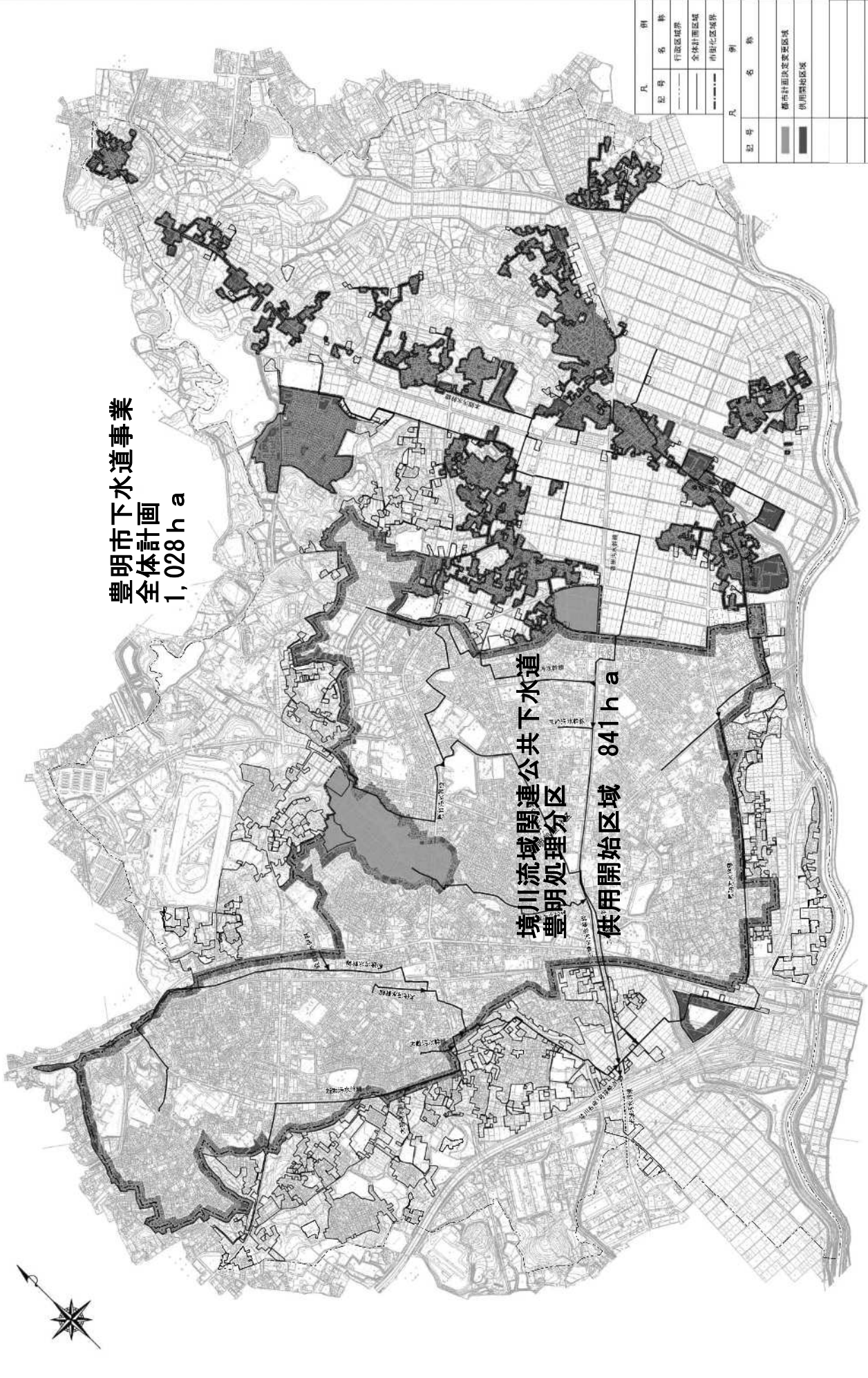


※ 取付管あるいは接続ますの詰りや破損等に対しては、その原因者が費用負担することになります。

※ 住宅内の水回りから排出される汚水は全て接続ます(最終マスともいいます。)を通り、取付管を経て汚水本管に流入します。

豊明市下水道事業
全体計画
1,028 h a

境川流域関連公共下水道
豊明処理分区
供用開始区域 841 h a



凡例	名称
記号	名称
---	行政区境界
---	全体計画区域
---	市界北区域界

凡例	名称
■	都市計画決定要区域
■	供用開始区域

流域関連豊明市公共下水道事業計画

一化平面図

図尺 1 : 6,000 (A1)

豊明市建設部 建設部下水道課

平成5年度

表紙



下水道事業経営指標

区分	項目	単位	R4 金額・数値	R3 金額・数値	※R3から農排分全て含み、勅使 台分一部(12月～)含む
施設の 有効性	水洗化率	%	97.92	97.87	
	有収率	%	88.80	86.09	総有収水量÷総汚水量×100
	不明水率	%	11.20	13.91	
経営 成績 ・ 財政の 健全性	営業収益	千円	637,228	636,087	
	うち使用料収入	千円	622,675	619,135	
	営業費用	千円	1,051,228	1,088,298	
	営業利益	千円	-414,000	-452,211	営業収益-営業費用
	経常収益	千円	1,121,398	1,213,433	営業収益+営業外収益
	経常費用	千円	1,129,146	1,179,948	営業費用+営業外費用
	経常利益	千円	-7,748	33,485	経常収益-経常費用
	<u>経常収支比率 ①</u>	%	<u>99.31</u>	<u>102.84</u>	経常収益÷経常費用×100
	総収益	千円	1,189,114	1,215,514	
	総費用	千円	1,129,146	1,180,636	
	当期純利益	千円	59,968	34,878	総収益-総費用
	<u>流動比率 ②</u>	%	<u>50.13</u>	<u>39.22</u>	流動資産÷流動負債×100
	一般会計繰入金	千円	432,249	505,276	
	基準額	千円	145,095	149,726	
基準内繰入額	千円	145,095	149,726		
基準外繰入額	千円	287,183	355,550		
経営の 効率性	使用料単価(税抜き)	円	114.67	114.63	下水道使用料÷総有収水量
	<u>汚水処理原価 ③</u>	円	<u>129.17</u>	<u>129.28</u>	汚水処理費用(維持管理費+資本費)/年 間有収水量×1000
	維持管理費	円	74.92	72.52	
	資本費	円	54.25	56.76	
	<u>経費回収率 ④</u>	%	<u>88.77</u>	<u>88.67</u>	下水道使用料÷汚水処理費用(維持管理 費+資本費)×100
	1人あたり使用料	円	11,224	11,164	
1人あたり処理費	円	12,644	12,591		

※アンダーラインの数値は、経営戦略掲載指標

【**経常収支比率**】 使用料収入等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているか表す指標。単年度の収支が黒字であることを示す100%以上が必要。

【**流動比率**】 短期的な債務に対する支払い能力を表す指標。1年以内に支払うべき債務（流動負債）に対して支払うことができる現金等（流動資産）がある状況を示す。100%以上が必要。

【**汚水処理原価**】 有収水量（使用料徴収の対象となる水量のこと）1㎡あたりに係る汚水処理の費用。総務省は150円以下を提唱している。

【**経費回収率**】 使用料で回収すべき経費（汚水処理費）を使用料で賄えているかを表す指標。使用料で回収すべき経費をすべて賄えている状況を示す100%以上が必要。

※用語の詳細は、別添「資料6 用語解説」を参照ください。

令和5年度 当初予算

(3条予算)

汚水を処理したり、管路施設の 維持管理に係る収入と支出
収益的収入及び支出の予定額

収入 1,267,245千円 (単位:千円)	支出 1,267,245千円 (単位:千円)
営業収益 701,614	営業費用 1,196,523
主な収入 下水道使用料 683,552	主な支出 流域下水道負担金 333,461 減価償却費 613,749
営業外収益 565,630	営業外費用 67,721
主な収入 一般会計からの繰入金 254,624 長期前受金戻入 305,996	主な支出 支払利息 63,401
特別利益 1	特別損失等 3,001

(4条予算)

下水道施設の整備工事や 改築工事に係る収入と支出
資本的収入及び支出の予定額

収入 609,455千円 (単位:千円)	支出 916,055千円 (単位:千円)
企業債 269,700	建設改良費 428,822
一般会計からの繰入金 264,327	
国庫補助金 73,000	企業債金償還金 487,233
負担金等 2,428	
損益勘定留保 資金等からの 補てん財源 306,600	

※用語の詳細は、別添「資料6 用語解説」を参照ください。

◆用語解説

用語		解説
あ	愛知中部水道企業団	本市に上水道を供給している特別地方公共団体。本市のほか長久手市、日進市、みよし市、東郷町の5市町へ上水道を供給している。
う	雨水公費、汚水私費の原則	自然現象である雨水を排除する受益は広く住民に及ぶことからその費用は税金（公費）で負担し、日常の生活等から排出される汚水はその使用者からの下水道使用料（私費）にて負担するという考え方。
お	汚水処理原価	有収水量1 m ³ あたりに係る汚水処理の費用。 指標の設定に際しては、総務省が提唱する使用料単価150円以下とした。 【汚水処理費用（公費負担分を除く）÷年間有収水量】
か	管きよ（管渠）	汚水や雨水を集めて処理場や放流先まで導くための管のこと。
	管きよ改善率	当該年度に更新した管きよ延長の割合を表した指標で、管きよの更新ペースや状況を把握できる。 【改善（更新・改良・維持）管きよ延長÷下水道布設延長×100】
	管きよ老朽化率	法定耐用年数を超えた管きよ延長の割合を表した指標で、管きよの老朽化度を示す。 【法定耐用年数を超えた管きよ延長÷下水道布設延長×100】
	管路施設	汚水や雨水を集めて処理場や放流先まで導くための施設の総称で、管きよ、マンホール、ます、取付管等で構成される。
き	企業債	地方公営企業が建設改良事業等の費用に充てるために国等から借りた資金。
	企業債残高対事業規模比率	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。 【（企業債残高－一般会計負担金）÷（営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金）×100】
	基準外繰入	一般会計からの繰入金のうち、国の定める基準に基づかないものをいう。
	基準内繰入	一般会計からの繰入金のうち、国の定める基準に基づくものをいう。
く	繰入金	一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金（税金）。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。

け	経営比較分析表	地方公営企業の経営状況等に係る各種指標をグラフ形式で示したもの。経年比較や他団体との比較分析により経営の状況や課題を把握することができる。
	経常収支比率	<p>使用料収入等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているか表す指標。</p> <p>単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要。</p> <p>【経常収益÷経常費用×100】</p>
	経費回収率	<p>使用料で回収すべき経費（汚水処理費）をどの程度使用料で賄えているかを表す指標。</p> <p>使用料で回収すべき経費をすべて賄えている状況を示す100%以上が必要。</p> <p>【下水道使用料÷汚水処理費×100】</p>
	下水・下水道	下水とは家庭等で使用した汚れた水「汚水」と街中に降る「雨水」のことをいい、下水道はその下水を排除又は処理する施設のことをいう。汚水を浄化して自然へ帰す役割と雨天時に街を浸水から守る重要な役割を担っている。
	下水道施設	下水を排除するための排水施設の総称で管きょ等の「管路施設」、汚水を浄化処理し河川や海へ放流するための「処理場施設」及び雨水をくみ上げて河川へ放流したり、自然流下ができなくなった汚水をくみ上げ処理場へ送るための「ポンプ場施設」がある。
	減価償却費	管路施設の建設・改良のように一度整備するとその支出の効果が数年持続するものについては、すべてをその年度の費用とされず繰り延べられ、翌年度以降のあらかじめ決められた期間において費用（減価償却費）として配分される。
こ	広域化・共同化	複数の汚水処理区の統合や汚泥の共同処理、複数事業の全部又は一部の管理業務を一体的に行う等、県や近隣自治体との広域的な連携により事業運営基盤の強化を図ることをいう。
	公営企業会計	一般企業と同様に企業会計の原則を用いて複式簿記、発生主義を採用した経理方式のこと。

し	指定管理者制度	地方公共団体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に委託することができる制度。
	資本的収入及び支出	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良事業や建設改良事業に係る企業債の償還金などの支出とその財源となる企業債や国庫補助金などの収入をいう。
	収益的収入及び支出	一事業年度の企業の経営活動により発生する収益とそれに対応する費用をいう。
	使用料収入率	確定した収入されるべき下水道使用料（調定額）のうち、実際に収入された額（収入済額）の割合。 【収入済額÷調定額×100】
	処理区域内人口	公共下水道へ接続可能な区域内の人口。
す	水洗化人口	処理区域内において、実際に下水道に接続している人口。
	水洗化率	処理区域内人口のうち、下水道に接続して汚水を処理している人口の割合。 【水洗化人口÷処理区域内人口×100】
	ストックマネジメント（計画）	既存の構造物や施設を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法の総称。膨大な下水道施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な視点で施設全体の老朽化状況を予測しながら施設管理の最適化を図るもの。本市の計画では管路施設の重要度等により、劣化状況等を計画的に点検・調査し、状況に応じて対策を講じる「状態監視保全」、施設等の特性に応じてあらかじめ定めた周期により対策を行う「時間計画保全」、機能低下や故障発生後に対策を行う「事後保全」により維持管理することとしている。
せ	全県域汚水適正処理構想	市全域の汚水処理施設の整備を計画的・効率的に進めるため、地域特性などを考慮し、公共下水道や農業集落排水など汚水処理施設の整備区域等を設定するもので、県内の全市町村が一斉に策定し、愛知県が県全体の構想として取りまとめたもの。各種汚水処理事業のマスタープランとなる。
た	耐用年数	建物や構築物、機械設備などの固定資産が使用できる期間として法的に定められた年数で、減価償却の計算期間となる。管きよの耐用年数は50年だが使用状況によっては耐用年数以上に使用でき、ストックマネジメント計画における時間計画保全対象の施設では目標耐用年数を75年としている。

ち	地方公営企業法	地方公共団体が経営する企業の組織、財務、職員の身分について定めた法律。本市は、令和2年4月1日より財務のみの一部適用を受け、公営企業会計へ移行した。
	長期前受金戻入	固定資産等の取得に際し、その財源として国庫補助金等を受け入れた場合、長期前受金に整理し、減価償却に合わせて各年度に収益として計上すること。
	貯留施設 (雨水対策事業)	市街地に多量の雨が降り、排水が追いつかず建物や土地が水に浸かる内水氾濫を防ぐために雨水を一時的に貯留する施設。本市の降雨による市街地の浸水解消を図るための施設計画である特定都市下水道計画では、浸水被害が予測される区域への貯留施設の設置、雨水排水が集中し排水能力を超えるボトルネック箇所解消のためのバイパス管設置により内水浸水被害の防止・軽減を図ることとしている。
と	豊明市総合計画	市政運営におけるすべての施策を網羅した市の最上位計画で長期的なまちづくりの指針となるもの。第5次総合計画は、平成28年度から令和7年度におけるまちづくりの指針をまとめたもの。
の	農村集落家庭排水施設事業 (農業集落排水事業)	農村集落におけるし尿、生活雑排水を処理する施設で、農業用排水の水質汚濁を防止するとともに農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的とした事業のこと。本市では沓掛地区の生活排水を沓掛浄化センターにて処理し、境川へ放流している。
ひ	P F I	プライベート・ファイナンス・イニシアティブの頭文字をとったもの。公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する公共事業の手法のこと。
ふ	普及率	行政人口に対して、下水道が利用できる人口の割合。 【処理区域内人口÷行政人口×100】
ま	マンホールトイレ	下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設けて使用するトイレ。災害時において迅速にトイレ機能を確保できる。
	マンホールポンプ	マンホールの中にポンプを設置し、下水をくみ上げたり圧送して下水の流下を助ける設備のこと。下水管は自然流下させるために勾配をつけて布設するが、勾配によって深くなっていく下水管から下水をくみ上げ、再び浅い位置から自然流下させる場合や地形的に自然流下ができない場合に設置する。

み	未普及地 (未普及地整備事業)	愛知県の全県域汚水適正処理構想において、本市は市街化調整区域の約 224ha に下水道を整備する計画としている。市街化想定区域 35ha を除く 189ha をこの計画内での未普及地としている。
ゆ	有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示す。 【有形固定資産減価償却累計額÷ 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿価格×100】
	有収水量	使用料徴収の対象となる水量のこと。
り	流域関連公共下水道	地方公共団体が管理する下水道で、流域下水道に接続するものをいう。
	流域下水道	2以上の市町村からの下水を受けて処理する下水道で、下水を最終的に処理する終末処理場と幹線管きよで構成されている。事業主体は原則として都道府県となる。本市の汚水は、刈谷市にある境川浄化センターへ流入し処理されている。
	流動比率	短期的な債務に対する支払い能力を表す指標。 1年以内に支払うべき債務（流動負債）に対して支払うことができる現金等（流動資産）がある状況を示す100%以上あることが必要。 【流動資産÷流動負債×100】
	留保資金	収益的支出で減価償却費などの現金支出を必要としない費用を計上することにより資金が外部へ流出されず企業内部に留保される資金のこと。この資金は資本的支出の建設改良費や企業債元金償還金の財源として使われる。
る	累積欠損金比率	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金でも補てんすることができず、複数年にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標。累積欠損金がないことを示す0%であることが求められる。 【当年度未処理欠損金÷(営業収益－工事受託収益)×100】